対象	概要	詳細	経過 措置	定巡	夜間 訪介	地密 デイ	認知 デイ	小多機	看 多機	GH	地密 特定	地密 特養	認知 デイ (予防)	小 多機 (予防)	GH (予防)	居宅 介護 支援	介護 予防 支援
	高齢者虐待防止 の推進	障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。	3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	BCP策定の 義務化	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。	3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染症対策強化	介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める 観点から、①②の取組を義務づける。 ①施設系サービス 現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等だけでなく訓練(シミュレーション)の実施も義務づける。 ②訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、 福祉用具貸与(販売)、居宅介護支援、居住系サービス 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付ける。	3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共通事項	会議や多職種連携 におけるICTの活用	運営基準において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く。)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、①②の見直しを行う。①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電磁的対応を 認める件 (オンライン会議や 電子保存の活用を 認める)	①利用者への説明・同意等に係る見直し 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の 方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等 のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認めることとする。 ②記録の保存等に係る見直し 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点 から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として、電 磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運営規程等の 掲示に関する緩和	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対象	概要	詳細	経過 措置	定巡	夜間 訪介	地密 デイ	認知 デイ	小多機	看 多機	GH	地密 特定	地密 特養	認知 デイ (予防)	小 多機 (予防)	GH (予防)	居宅 介護 支援	介護 予防 支援
	ハラスメント対策の 強化	介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護 サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業 者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとする。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	科学的介護の推進	全てのサービスについて、CHASE・VISIT【注:4月から「LIFE」に統合】を活用した計 画の作成や事業所単位でのPDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問	配置基準緩和	地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、①~④を可能とする ①利用者の処遇に支障がない場合は、併設施設等)の職員と兼務すること。 ②随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。 ③他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に事業を「一部委託」すること。 ④複数の事業所間で、随時対応サービス(通報の受付)を「集約化」すること。			•												
介	建物外への サービス提供	サービス付き高齢者向け住宅等と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合は、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。			•												
ほぼ全	基促训修文 碑	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。	3年			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
部	非常災害訓練への 地域住民の参加・ 連携の努力義務化	非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。				•	•				•	•	•				
認知ディ	管理者の 兼務緩和	人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・ 事業所の職務とあわせて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従 事することを可能とする。					•						•				
小	管理者・介護職員の 兼務緩和	広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。						•						•			
多機	登録定員の柔軟化	厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」(=必ず適合しなければならない基準)から「標準基準」(=通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される)に見直す。						•									

対象	概要	詳細	経過 措置	定巡	夜間 訪介	地密 デイ	認知 デイ	小多機	看 多機	GH	地密 特定	地密 特養	認知 デイ (予防)	小 多機 (予防)	GH (予防)	居宅 介護 支援	介護 予防 支援
多機能系	過疎地域等における サービス提供の確保	過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間(※)に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。 (※)市町村が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービスの需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。						•	•								
		1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされているGHの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。								•					•		
	外部評価に係る 運営推進会議 の活用を 可能とする	GHに義務付けられている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価(都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価)は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価を選択出来ることとする								•							
H	計画作成担当者 配置基準の緩和	GHにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、各ユニットに1名以上の配置から、事業所に1名以上の配置に緩和する。								•							
	サテライト型 事業所の創設	地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準を参考に定める。								•					•		
	設置ユニット数の緩和	地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、認知症対応型グループホームは地域密着型サービス(定員29人以下)であることを踏まえ、経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところを「3以下」とする。								•					•		

対象	概要	詳細	経過 措置	定巡	夜間 訪介	地密 デイ	認知 デイ	小多機	看 多機	GH	地密 特定	地密 特養	認知 デイ (予防)	小 多機 (予防)	GH (予防)	居宅 介護 支援	介護 予防 支援
	栄養士 配置基準の緩和	サテライト型を除く地域密着型特別養護老人ホームにおいて、他の社会福祉施設等 との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を 期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を 置かないことを可能とする。										•					
地域密	栄養管理・口腔 衛生管理の推進	①栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける(栄養士又は管理栄養士の配置を求める)とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。②口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める。	3年									•					
密着型特養	ユニット定員緩和	施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から①②の見直しを行う。①1ユニットの定員を、夜間及び深夜も含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。②ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。										•					
	介護・看護職員の 兼務緩和	従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。										•					
	安全対策担当者 設置義務化	介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務づける。	半年									•					
居宅介護支	利用者への 説明義務	ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、①②を利用者に説明することを義務付ける。 ①前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。 ②前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。														•	
援	生活援助の多い ケアプランへの 対応	生活援助の訪問回数の多い利用者等に対応するため、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出し、ケアプランについて妥当性を検討し、訪問介護の必要性を記載させ、市町村に届け出させるなどの点検・検証の仕組みを導入する。	R3.10 施行													•	